

杉並区まち・ひと・しごと創生

総合戦略



平成27年12月



目 次

第1章 総合戦略の策定にあたって	2
1 総合戦略策定の趣旨	2
2 総合戦略の位置付け・PDCA体制	3
3 計画期間	4
第2章 基本目標と基本的方向	5
1 基本目標	5
2 基本的方向	6
第3章 基本目標達成に向けた具体的取組	9
基本目標1 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	9
1 結婚の希望をかなえるための支援	9
2 安心して妊娠・出産するための支援	10
3 安心して子育てするための支援	11
基本目標2 来街者を増やし、まちのにぎわいを創出する	15
1 地域に根差した観光資源の魅力向上	15
2 情報発信力の強化	16
3 外国人来街者の誘致	18
基本目標3 地方との連携により、豊かな暮らしをつくる	19
1 多様な体験を通じた子どもの健やかな成長の支援	19
2 地方の地域資源の活用による豊かな生活づくりの支援	20
3 連携による結婚・就労の希望をかなえるための支援	21
4 新たな住まい方の提案	22
将来にわたる杉並区と地方の発展のために（概要図）	23

資料編 杉並区人口ビジョン

第1章 総合戦略の策定にあたって

1 総合戦略策定の趣旨

区はこれまで、国内交流自治体と教育、災害対策、スポーツ、文化、芸術をはじめ様々な分野で交流事業等を行ってきました。

さらに、平成26年には、地方との共存共栄を図る観点から、災害時における自治体間の水平的な支援の仕組みである「自治体スクラム支援」の取組や静岡県南伊豆町との連携による特別養護老人ホームの整備の取組を踏まえ、「新たな広域連携」の可能性について調査・研究を開始しました。

そうした中、国は平成26年11月、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが喫緊の課題であるとして、まち・ひと・しごと創生法（以下「創生法」という。）を制定しました。

国は同年12月、創生法に基づき、人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しました。

また、創生法では、地方自治体に対してもこれらを勘案し、地方創生の取組に向け、地方人口ビジョンと地方版総合戦略の策定に努めることが規定されています。

区の人口は、平成9年以降緩やかに増加し、平成27年9月1日時点で552,287人と、一見すると人口減少とは無縁のように見えます。しかし、区の合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に産む子どもの数）は0.99と低位にあり、日本全体の女性の人口が少なくとも当分の間は減少していくことに鑑みると、今後区の合計特殊出生率が向上したとしても、女性人口と出生率により決まる出生数は、減少することも考えられます。さらに、団塊の世代が75歳に達した後期高齢者の数が増加することから、長期的に見ると死亡数は増加していくことが予測されます。

加えて、区の人口増の主な要因は、転入が転出を上回る社会増によるものであり、日本の総人口が減少すれば、区もその影響を受けることは避けられません。

さらに、少子高齢化が一層進展し、生産年齢人口（15～64歳）が減少した場合、社会・経済活力の低下を招くだけでなく、税収の減少や社会保障費の増大等を引き起こすことも懸念されます。

地方創生については、現在人口が減少している地方の問題として、あるいは都市と地方の二項対立としてとらえる風潮がありますが、人口減少に歯止めをかけ活力ある日本社会を維持していくためには、現在人口が減少していない自治体も日本全体の問題として認識し、共に取り組んでいくという視点が欠かせません。

このような認識のもとに、区は地方創生を自らの問題として正面から受け止め、将来にわたって地域の活力を維持し、持続可能な財政運営を確保するため、「杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を策定することとしました。

※ 「地方」とは東京23区以外の人口減少局面を迎えている地域を想定しています。

2 総合戦略の位置付け・PDCA体制

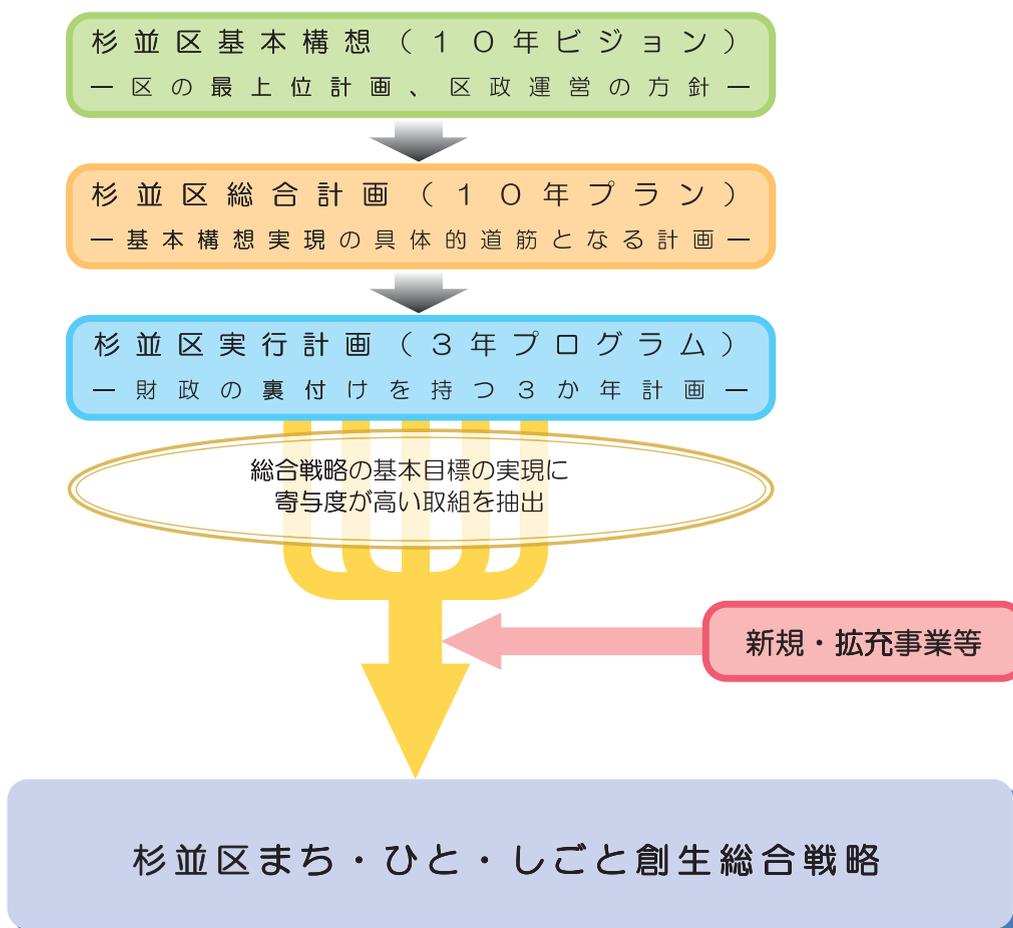
(1) 総合戦略の位置付け

杉並区基本構想(10年ビジョン)は、区の計画体系の最上位に位置する区政運営のすべての基本になるものであり、区の目指すべき将来像を区民と区が共有し、力をあわせてこれからの杉並区を築いていくための指針です。

この基本構想を実現するための具体的な道筋となるものが総合計画であり、基本構想が掲げる将来像の実現に向けた5つの目標に沿った施策等で構成しています。

そして総合計画に掲げた施策等を推進するための計画事業を示した財政の裏付けをもつ3か年の計画が実行計画です。

本総合戦略は、その策定の基礎とするために作成した杉並区人口ビジョン及び区の実情を踏まえ、人口減少への対応、地方創生の推進に向けた基本目標と基本目標ごとの今後の方向性に基づく具体的な取組を明らかにした課題別の計画です。具体的な取組については、上位計画である総合計画と実行計画の施策・事業体系から抽出した基本目標の実現に寄与度が高い取組と、新規・拡充事業及び計画外の既存事業(実行計画事業ではない予算事業)により構成しています。



(2) PDCA体制

事業実施主体である交流自治体及び民間事業者等とともに、毎年、取組の進捗状況の把握と効果検証を実施し、総合計画や実行計画の改定時等に必要に応じて、見直しを行います。

見直しにあたっては、区民、区議会のほか、産業団体・大学・金融機関等の意見を幅広く聴取いたします。



3 計画期間

総合戦略の計画期間は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案し、平成27年度から平成31年度までの5年とします。